

—あとがきとして—

当研究所が「家族」の問題をとりあげたのは九五年二月の第八回研究会において八木所長が「人権」としての家族」と題した基調報告をおこなったときでした。国連が提起した国際家族年の翌年のことです。

その基調報告の中で、国際家族年宣言について「『国際家族年は社会の中心としての最もちいさな民主的単位としての家庭づくりに寄与』するため、家庭生活の形成（産むこと）、発達（育てること）、維持（生命と生活の再生産）の自由、そのための国や自治体の公的援助に対する権利を基本的な人権ととらえている（略）『人権としての家族』の宣言ということが出来る」（『にいがたの教育情報』第四二号六九頁）と要約をしています。この「権利」が具

体的に発現される場、家庭の働きについて子どもたちの家庭科の教科書は「経済的安定、健康維持・向上、精神の安らぎ、子どもの養育・教育、老人の保護、種族の保存等々がある」（高校家庭科教科書、一実教出版社）ときちんと整理し解説しています（資料一、二参照）。

しかし、その家庭の機能が遺憾なく発揮される条件、いいかえれば「家族の人権」が保障される条件は年々とも厳しくなっています。

このことについて県下各地域で会員がその現実を相互に出し合って「人権としての家族」の実態・実像を明らかにしていく討議の出発点になれば幸いです。

「家庭の機能」を討議の指標にとすれば、家族員の収入で安定した経済生活がおくれるように自分の地域の経済が民主的に発展している

か、健康の維持・向上ができるような十分な食事、休息、睡眠がとれているか、子どもの性格の基礎が培われ、社会生活をするための習慣、生活技術を学習できる機能をはたせる家庭の条件が整備されているか等々が語られねばなりません。生活技術を学ぶ時間を奪っている、実生活から切り離された受験のためだけの学習が問いなおされる必要があります。

また、国や自治体の家族にたいする公的援助の現実も洗い出す必要があります。国だけでなく新潟県当局が国と同じ立場で医療、福祉、教育にかかわる財源を切り捨てようとしています。その新潟県版「財政構造改革」にも目を向けねばなりません。高学歴を身に着けることがこの厳しい社会に生き残れる近道とばかりに高い学費をかけた「少子化家族」の時代にはいりました。そのことが受験

産業を栄えさせ、地域で遊ぶ子ども
 の時間を奪い、子どもの数も減らし
 て少なく産むことになりました。地
 域の人の繋がりが以前とは比較にな
 らないほど小さくなりました。そし
 て「かつて地域が担っていた子育て
 の役割がすべて家庭の機能に侵入し、
 その機能の肥大化に家族があえいで
 いる」のです。こういう趣旨の分析
 を教育学者の汐見稔幸氏が「家族の
 現在と育児・教育」（季刊『人間と
 教育』特集・家族の揺らぎと子ども）
 という論文の中でしています。地域
 における子育ての力の再構築にも論
 議をひろげることが急務です。



2回 家庭のはたらき

